

法学

| | | |
|-----|-----|------------|
| 年次 | 学期 | 学則科目責任者 |
| 1年次 | 前学期 | 土釜 惟次 (法学) |

| | |
|----------------------|--|
| 学習目標 (G I O) | <p>「社会あるところに法あり」といわれる如く、如何なる社会にあってもその構成員が守らなければならない規範が存在します。そして、人間が社会生活を営む限り、法に対する正しい知識が必要となり、それを基礎的に理解させる。また、法学を学ぶにあたっての基本的なこと、即ち法と道徳の区別、習俗との関係、法の基本原則、法と権利、法規範と国家権力、実定法の構造、法の形成、法の実現、法の理念、実定法の効力の限界、法と法学、法の解釈等を理解させる。そして、法を支える原理、そこから派生する諸々の理論・制度について理解させ、諸問題に対し法的な論理的判断の構成能力及び応用力を身につけさせる。そのため毎回毎に具体的判例を示しつつ授業を行う。特に、最近の最高裁判所の判例も紹介する。</p> <p>また、法の法であり、国家の基本法である日本国憲法の原理・原則を具体的に理解させ最近の憲法判断並びに現実の政治の場で論議されている憲法論について検討・対応できる能力を身につけさせる。将来歯科医師として活動するため、歯科医師法、医療法、歯科医師法施行令及び歯科治療行為における法律上の問題についても一部概観する。</p> <p>【到達目標】 社会に生きる人は、意識するとしないとを問わず、法的な関係に立ち入ることになる。例えば、日用品を買ったり、交通機関を利用したりするのもすべて法的な面をもっている。そこで、社会における基本的な法的構造を理解させる。</p> |
| 担当教員 | ※土釜 惟次 |
| 教科書 | 「現代法学入門」 伊藤正巳・加藤一郎編 有斐閣双書 「模範六法」 判例六法編集委員会 三省堂 |
| 参考図書 | 「法律学概論」 井上茂、福田平、渡辺洋三 青林書院新社 |
| 評価方法 (E V) | <p>【試験方法】 前学期 筆記試験</p> <p>【成績評価】 前学期 70% 小レポート 30%</p> |
| 学生へのメッセージ オフィスアワー | <p>社会に生きる人は、意識するとしないとを問わず、法的な関係に立ち入ることになります。例えば、日用品を買ったり、交通機関を利用したりするのも全て法的な面をもっております。そこで、社会における基本的な法的構造を理解してもらいます。</p> <p>一般教養として、法について市民として持つべき知識を与える法学は、学ぶ価値ある学問です。そして、法を一般人の常識を持って正しく理解することが大切です。</p> <p>【履修上の注意】 具体的事例(各授業項目に関連する判例)を示しつつ講義するので必ず出席すること。</p> |

| 日付 | 授業項目 | 授業内容等 | 担当教員 |
|--|-------------------------------------|--|-------|
| 2014/04/10 (木) 1時限 09:00~10:30 A 2014/04/10 (木) 1時限 09:00~10:30 B | 社会規範としての法 (1)法の社会性 (2)法と道徳の区別 | <p>【授業の一般目標】 法の社会性、法と社会規範、法と道徳との関係、法の外面性、道徳の内面性等を具体的な判例(最高裁昭和48年4月4日大法廷判決)の尊属殺人及び尊属傷害各事件(平成7年立法改正により削除)で理解してみる。</p> <p>【行動目標(SBOs)】 1. 法と道徳の概念、要件及び基準などが区別できる。</p> <p>【準備学習項目】 法と道徳について説明できる。</p> <p>【学習方略(LS)】 講義</p> <p>【場所(教室/実習室)】 407教室</p> <p>【国家試験出題基準(主)】</p> <p>【国家試験出題基準(副)】</p> <p>【コアカリキュラム】</p> | 土釜 惟次 |
| 2014/04/17 (木) 1時限 09:00~10:30 A 2014/04/17 (木) 1時限 09:00~10:30 B | (1)法の社会倫理、習俗 (2)道徳・習俗と法を区別する要素 | <p>【授業の一般目標】 道徳・倫理・道義・地鎮祭と習俗を通じて理解する。神道式地鎮祭政教分離の原則(最高裁昭和52年7月13日大法廷判決 検討)について検討してみる。また、最近の玉串料事件についても、参考資料として講義する。</p> <p>【行動目標(SBOs)】 1. 法と習俗、倫理の概念、要件及び基準などが区別できる。</p> <p>【準備学習項目】 法と習俗、倫理について説明できる。</p> <p>【学習方略(LS)】 講義</p> <p>【場所(教室/実習室)】</p> | 土釜 惟次 |

| 日付 | 授業項目 | 授業内容等 | 担当教員 |
|--|--|---|-------|
| 2014/04/17 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/04/17 (木) 1時限 09:00～10:30 B | (1)法の社会倫理、 習俗 (2)道徳・習俗と 法を区別する要素 | 407教室 【国家試験出題基準（主）】 【国家試験出題基準（副）】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/04/24 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/04/24 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 家族生活と法（婚 姻、離婚、親子、 相続等）、財産関 係と法（取引の主 体、取引の客体及 び取引手段として の各契約） | 【授業の一般目標】 古くローマの時代に「法は家に入らず」の格言があるが、家族は社会生活 上の重要な単位であるから、家族法（身分法）の基本原則、婚姻、離婚、夫婦、 親子、扶養、相続について説明する。そして、最近の実務の動向についても講 義する。特に、嫡出子でない子の法定相続分を法律上の夫婦の子の2分の1と する民法900条4号但書前段の規定が憲法14条1項に違反しているとの決 定（最高裁平成25年9月4日大法廷決定） 【行動目標（SBOs）】 1. 身分法と財産法の基本的原理の相異の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 身分法と財産法の基本的原理の相異について説明できる。 【学習方略（LS）】 講義 【場所（教室/実習室）】 407教室 【国家試験出題基準（主）】 【国家試験出題基準（副）】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/05/08 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/05/08 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 本人の意識不明の 間に受理された婚 姻届の効力、女性 の再婚禁止期間の 合憲性、等の判例 で婚姻の要件、効 果等を基本的に説 明する。 | 【授業の一般目標】 A男は入院中Y女に対し、婚姻届を出すことを求め、A男の実兄BがA名を 代書してその実印を押捺し、3月15日午前9時早々婚姻届を提出されたが、Aは 同日午前10時30分死亡した。この婚姻は有効か。その際、婚姻に関する諸問題 を説明する。 女性は男性の氏を称する婚姻をしたが、その後協議離婚し、そのまま男性の 氏を称していたが、婚姻前の氏を称するにはどのような事情が必要か。 離婚一般についても説明する。特に、最高裁昭和62年9月2日大法廷判決 の事案を検討しつつ、有責配偶者の離婚について考えてみる。 【行動目標（SBOs）】 1. 身分行為における意思表示の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 身分行為における意思表示について説明できる。 【学習方略（LS）】 講義 【場所（教室/実習室）】 407教室 【国家試験出題基準（主）】 【国家試験出題基準（副）】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/05/15 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/05/15 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 法の解釈 (1)解釈の対象た る法規範 (2)制定法の解釈 －論理的解釈 (3)制定法の解釈 －利益較量 (4)制定法の解釈 －立法事実及び立 法過程 | 【授業の一般目標】 法の解釈は、法規範の規範的な意味内容を突き止めることであり、特に重要 なのは制定法の規定の解釈であるから、その解釈の方法、手段、種類（文理解 釈、拡張解釈、縮小解釈、類推解釈、反対解釈、勿論解釈、利益較量、立法者 の意思解釈、目的論的解釈、公定的解釈）について理解させる。 【行動目標（SBOs）】 1. 法解釈の種類、その内容の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 法解釈の種類、その内容について説明できる。 【学習方略（LS）】 講義 【場所（教室/実習室）】 407教室 【国家試験出題基準（主）】 【国家試験出題基準（副）】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/05/22 (木) 1時限 09:00～10:30 A | 国民の基本的人権 (1)基本的人権の 概念 (2)基本的人権の | 【授業の一般目標】 基本的人権の体系、基本的人権の原則規定、自由権の基本権（精神的自由権、 身体的自由権、経済的自由権）、社会権の基本権、参政権、受益権、国民の基 本的義務、公共の福祉について説明する。 | 土釜 惟次 |

| 日付 | 授業項目 | 授業内容等 | 担当教員 |
|--|--|--|-------|
| 2014/05/22 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 種類と体系 (3) 基本的人権の 限界 (4) 外国人の政治 活動の自由 | 【行動目標 (SBOs)】 1. 基本的人権の種類、内容の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 基本的人権の種類、内容について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【国家試験出題基準 (副)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/05/29 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/05/29 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 法の下での平等 (1) 平等の原則 (2) 平等の原則の 具体化 (3) 特に、法の下 での平等と議員定数 の不均衡を中心に | 【授業の一般目標】 自由と平等、法の下に平等の意味、内容、具体化(憲法14条2項以下、憲法24条、憲法26条)、平等選挙の原則(選挙に関する憲法上の原則)特に、議定 定数不均衡訴訟(最高裁平成25年11月20日大法廷判決)について説明す る。 【行動目標 (SBOs)】 1. 法の下での平等の原理、応用の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 法の下での平等の原理、応用について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【国家試験出題基準 (副)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/06/05 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/06/05 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 新しい人権につ いて (1) 新しい人権 (環境権等)の内 容と必要性 (2) 憲法上の権利 性、いかなる憲法 条項によるべきか (3) 裁判主張にお ける問題点—憲法 13条、憲法25条の 裁 | 【授業の一般目標】 新しい人権にはどのようなものがあるか、特に環境権の意義、内容、対象、環 境権の憲法上の根拠、その条文、環境権の法的効果等について延べ、理解させ る。 【行動目標 (SBOs)】 1. 新しい人権の種類、内容の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 新しい人権の種類、内容について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【国家試験出題基準 (副)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/06/12 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/06/12 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 精神的自由 (1) 思想・良心・ 学問の自由 (2) 信教の自由 (3) 集会・結社・ 言論・出版その他 表現の自由 (4) 言論の自由と 名誉毀損における 真实性の証明—夕 刊和歌山時事事件 | 【授業の一般目標】 各自由を一般的に説明した後、特に集会・結社・言論・出版その他の表現の 自由が民主主義の基礎であることを理解させる。具体的な判例を事例として、 良心の自由と謝罪広告の強制、プライバシーと表現の自由を挙げて説明する。 【行動目標 (SBOs)】 1. 精神的事由が民主主義の基準であり、その具体的応用の概念及び基準などが 区別できる。 【準備学習項目】 精神的事由が民主主義の基準であり、その具体的応用について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【国家試験出題基準 (副)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/06/19 (木) 1時限 09:00～10:30 | 経済的自由 (1) 居住、移転、 職業選択の自由 | 【授業の一般目標】 経済的自由の内容、歴史的背景、居住・移転の自由と伝染病予防法等による 患者の強制隔離、受刑者の刑務所収用、職業選択の自由と公共の福祉、営業の | 土釜 惟次 |

| 日付 | 授業項目 | 授業内容等 | 担当教員 |
|--|--|--|-------|
| A 2014/06/19 (木) 1時限 09:00～10:30 B | (2)財産権 (3)市販薬ネット 販売訴訟と職業活 動の自由 (最高裁 判所平成25年1 月11日判決) | 自由の形態、財産権の保障等の内容とその制限について理解させる。 【行動目標 (SBOs)】 1. 経済的自由と職業選択の自由、営業の自由の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 経済的自由と職業選択の自由、営業の自由について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【国家試験出題基準 (副)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/06/26 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/06/26 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 生存的基本権－生 存権の法的性格を 中心に具体例を検 討。各種の生存権 的基本権とその保 障 生存権の性格－朝 日訴訟 老人福祉施設上の 具体的判例 | 【授業の一般目標】 憲法25条の生存権的基本権の意義、内容、法的性格、特に生存権の性格につ いての朝日訴訟、障害福祉年金と児童扶養手当との併合禁止についての堀木訴 訟について説明する。 軽費老人ホーム、介護老人保険施設上の現在における法律上の問題点につ いて説明する。 【行動目標 (SBOs)】 1. 生存権の内容、社会保障の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 生存権の内容、社会保障について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/07/03 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/07/03 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 裁判所と司法 (1)裁判所の地位 (2)裁判所の機能 と責任 (3)司法権の範囲 (4)司法権の独立 (5)司法権の限界 | 【授業の一般目標】 裁判所の種類、司法権の概念、範囲、司法権の限界 (自由裁量、いわゆるプ ログラム規定、国会・内閣の自律的判断に委ねられる事項、統治行為)につ いて具体的事例を示して説明する。 【行動目標 (SBOs)】 1. 司法権の範囲、限界及び独立の概念及び基準などが区別できる。 【準備学習項目】 司法権の範囲、限界及び独立について説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/07/10 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/07/10 (木) 1時限 09:00～10:30 B | 1 (1)違憲立法審 査権の意味、その 性格 (2)違憲審査の 対象 (3)統治行為 (4)立法の不作 為に対する違憲訴 訟 (5)違憲判断の 効力 2 (1) 歯科医師法、 | 【授業の一般目標】 1 違憲立法審査権の意義、内容、性格 (抽象的違憲審査権か、前提的違憲審 査権か等)、その効果について具体的に説明し理解させる。例えば、議員定数 不均等についての最高裁判所平成24年10月17日判決を中心に講義する。 2 これらの法の基本的枠組みを理解してもらい、歯科医療行為における法律 上の問題点を考える。 【行動目標 (SBOs)】 1. 司法権の範囲、限界及び違憲立法審査権の概念、要件及び基準などが区別 できる。 【準備学習項目】 1 違憲立法審査権の性格、内容及び効力等について説明できる。 2 歯科医療行為上の法律的問題点についての基本が説明できる。 【学習方略 (LS)】 講義 【場所 (教室/実習室)】 407教室 【国家試験出題基準 (主)】 【コアカリキュラム】 | 土釜 惟次 |
| 2014/07/17 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/07/17 (木) | 平常試験 | 【学習方略 (LS)】 その他 【場所 (教室/実習室)】 407教室 | 土釜 惟次 |

| 日付 | 授業項目 | 授業内容等 | 担当教員 |
|--|------|--|-------|
| 1時限 09:00～10:30 B | 平常試験 | | 土釜 惟次 |
| 2014/09/11 (木) 1時限 09:00～10:30 A 2014/09/11 (木) 1時限 09:00～10:30 B | まとめ | <p>【授業の一般目標】 前期講義重要部分の総括</p> <p>【行動目標 (SBOs)】 1. 前期講義により、法が社会、日常生活との関係でいかに密接に関係しているかを理解させる。</p> <p>【準備学習項目】 行動目標を理解させたうえ、真の法治国家、社会のあり方の基礎を説明できるようにする。</p> <p>【学習方略 (LS)】 講義</p> <p>【場所 (教室/実習室)】 407教室</p> <p>【国家試験出題基準 (主)】</p> <p>【コアカリキュラム】</p> | 土釜 惟次 |